

回 覧

## 車のクラクションの使用について

以前車のクラクションの使用について、苦情の回覧をしましたが未だに使い方が守られていない住民、来訪者がいます。

クラクションは、標識で指示された場所か危険回避の目的以外での使用は禁じられおり  
道路交通法第54条第2項に

「車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない」とされています。

- ・見送りの家族、友人に対する挨拶。
  - ・迎いの場所の到着時の合図。
  - ・道を譲ってもらった時のお礼の合図。
  - ・遅い車に対して威嚇のためのクラクション。
  - ・信号が青になっても進まない車に対しての教える為の使用。
  - ・歩行者の飛び出しの注意の為のクラクションの使用。
- などは全て交通違反です。

以上のような使用してはいけない場所で使用した場合

「警音器使用制限違反」が適用され道路交通法違反になり3000円の反則金が科せられます。

また、クラクションを使わなければならない場所は  
山岳部等の「警笛鳴らせ」の標識が設置されている場所です。

その他

- ・左右の見通しがきかない交差点。
- ・見通しのきかない道路の曲がり角
- ・見通しのきかない上り坂の頂上。
- ・危険を防止するためにやむを得ないとき。
- ・対向車がこちらに気づかず危険を感じたとき。

などはクラクションを使用して危険を知らせてください。

クラクションの使用は道交法を遵守し、適正な場所場合で使用し、

騒音としてご近所に迷惑となるような使い方は

絶対にやめましょう。

以上